

平成27年度9月補正予算債務負担行為の概要

事 業 名	担 当 課
指定管理者制度に基づき指定管理者に委託する鳥取市あおや和紙工房、鳥取市青谷上寺地遺跡展示館及び鳥取市あおや郷土館の管理運営費 (※うち「鳥取市あおや和紙工房」)	経済・雇用戦略課

[単位:千円]

限 度 額	期 間	財 源 内 訳				
		国	県	起 債	そ の 他	一 般 財 源
63,907	平成 28 年 ～ 32 年度					63,907

【事業の目的】

青谷地域の中核施設として因州和紙のPRと青谷地域の活性化を目指し設立した施設であり、管理経費の縮減と民間知識活用によるサービス向上を図るとともに地域に伝統工芸を広く紹介し、伝統産業の振興に寄与する。地方自治法第244条の2第3項、鳥取市あおや和紙工房の設置及び管理に関する条例及び鳥取市公の施設に係る指定管理者の指定の手続きに関する条例の規定に基づき指定管理者制度を導入することで、民間事業者等の創意と工夫に基づいた管理運営における質的向上と効率化を図る。

【事業の内容】

指定管理者に以下の業務を委託する。

- ア 展示館等の利用の許可及び必要な利用の制限に関する業務
- イ 展示館等の施設及び設備の維持管理に関する業務
- ウ 展示館等の企画展示等、文化事業の実施に関する業務
- エ 展示館等の管理上、甲及び乙が必要と認める業務

【これまでの関連する取組み】

現指定管理者 公益財団法人鳥取市文化財団
 指定管理料 H23 13,349千円 H24 13,346千円 H25 13,342千円
 H26 13,730千円 H27 13,730千円 計 67,497千円
 (前回債務負担行為額 67,497千円)

【今後の取組み】

9月議会で債務負担行為の議決を得た後のスケジュールは次のとおり。

1. 公募を実施。
2. 指定管理者選考委員会を開催し、指定管理者候補者の選定。
3. 12月議会で指定管理者の指定議決。
4. 12月議会議決後、指定管理者の指定及び告示。
5. 3月中に基本協定書の締結。
6. 指定管理者交代の場合、3月末までに引継ぎ。
7. 4月1日より管理開始。